

(総則)

第1条 受託者は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

(調査等)

第2条 委託者は、この委託業務の処理状況について、必要に応じて調査し、報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、業務委託の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託業務の内容の変更)

第4条 委託者は、この契約の締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者及び受託者は協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の支払方法)

第5条 受託者は、委託者により業務完了の確認を受けた後、委託料を委託者の指示する方法により請求するものとする。ただし、委託者が必要と認めるときは、全額又は分割して前払いするものとする。

2 委託者は、受託者から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に受託者に対し委託料を支払うものとする。

(契約の解除等)

第6条 委託者又は受託者は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除しようとするときは、解除しようとする日の1か月前までに書面により通知しなければならない。

2 委託者又は受託者は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、書面により通知し、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

3 委託者は、受託者が本契約に係る委託期間及び義務の履行に限らず、受託者の行う全ての業務に関し、不正な行為を行っていた事実が判明したときは、この契約を解除することができる。この場合において、委託者は、受託者に生じる損害に対する賠償義務を負わないものとする。

4 前項に該当した場合、委託者が本契約を解除するか否かを問わず、損害があるときは、その損害の賠償を受託者に請求することができる。

(損害賠償)

第7条 受託者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受託者は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者及び受託者は協議して定めるものとする。